⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

１）単体にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の①及び②の要件を満たす実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】①24ｔ以上／基の鋼橋上部を製作・海上で据付した施工実績②φ1,200㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績

※同一工事の必要はない

２）特定ＪＶの構成員のうち、上部工(製作)を担当する者にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の③の要件を満たす実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】③24ｔ以上／基の鋼橋上部を製作した実績

３）特定ＪＶの構成員のうち、上部工(製作)以外の工種を担当する者にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】④24ｔ以上／基の鋼橋上部を海上で据付した施工実績⑤φ1,200㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績

４）特定ＪＶの全構成員で、２⑺【同種工事】③、④及び⑤の全ての実績を満たすこと。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

ａ）単体にあっては２⑺１）に掲げる【同種工事】の①及び②の経験を有する者であること。

※同一工事の必要はない

ｂ）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあっては、２⑺２）に掲げる【同種工事】の③の要件を満たす経験を有する者であること。

ｃ）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作)以外の工種を担当する者にあっては、２⑺３）に掲げる【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼　大阪航空局が発注した土木工事で、平成26年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」である。

⑿　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札参加者は、価格及び技術提案（鋼管杭打設における品質確保について、夜間の海上工事における安全・環境対策について)、施工体制の評価をもって入札を行い、３⑵評価対象要件に該当する者のうち、３⑶評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

⑶　評価項目と評価基準

①　標準点　予定価格を超えない入札者に対して提案が適正であれば、標準点として100点を与える。

②　施工体制に対する評価点　施工体制に関する事項によって得られる施工体制評価点の合計は最大30点とする。「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０の加算点を与えるものとする。

③　技術提案に対する加算点　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

ａ）鋼管杭打設における品質確保について上記、評価点の配点は、20点とする。

ｂ）夜間の海上工事における安全・環境対策について上記、評価点の配点は、20点とする。

⑷　技術提案のヒアリングについて　技術提案のヒアリングについては実施し、詳細は入札説明書による。

⑸　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。